

出張に関する協議書(案)

e-staffing 契約 No. ●●●● の「個別労働者派遣契約書」に関し、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「甲」という。)と●●●●株式会社(以下「乙」という。)は、乙の派遣労働者が就業場所以外の場所にて業務を遂行する場合の対応につき、下記のとおり同意する。

記

1. 国内出張

- (1) 派遣労働者が甲の命により国内出張する場合は、甲は、国内出張に要する旅費(航空賃、鉄道賃、日当、宿泊料等)を甲の規程に基づいて負担する。
- (2) 甲は、派遣労働者の旅費を乙の指定する銀行口座に振込むものとする。
- (3) 乙は、派遣労働者の出張期間が旅費算定の根拠となった日数に満たなかったとき又は甲の指示により出張期間を短縮したときは、(1)の旅費を精算し、速やかに過払額を甲に返納しなければならない。
- (3-2) 甲は、甲の指示により出張期間を延長したときは、当該延長した日数に相当する旅費を追加して負担しなければならない。
- (4) 乙は、甲が出張期間中の食費や旅費を実費負担したときは、(1)の旅費を精算し、派遣労働者の帰着後速やかに過払額を甲に返納しなければならない。
- (5) 派遣労働者の出張期間中の業務に起因する事故に対し、乙は乙の負担にて労災保険を付保する。
- (6) 乙は、出張期間終了後、速やかに、甲に対して報告書を提出する。

2. 派遣料金

- (1) 甲は乙に対し、個別契約に基づき派遣料金を支払う。出張期間中は、契約時間労働したものとみなし、契約時間を超えた場合には、実際に就業した時間分の料金を支払う。
- (2) 出張の際の移動時間について、休日又は就業日の就業時間外に移動が発生する場合には、契約時間を上限に、移動時間分の派遣料金(基本料金)を支払う。ただし、就業日の就業時間外に移動が生じた場合、機構での勤務箇所最寄り駅等を基点として算出した所要時間、もしくは自宅を基点として算出した所要時間のいずれか短い方の時間に基づき支払うものとする。

この協議書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲: 東京都港区赤坂一丁目12番32号

独立行政法人日本貿易振興機構

総務部長 石原 賢一

乙:

業務用車両使用に関する覚書（案）

派遣先の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「甲」という）と派遣元●●●●株式会社（以下「乙」という）とは車両使用に関して以下のとおり覚書を締結する。

第1条（適用範囲）

甲乙間において●●●●年●月●日に締結した乙の派遣労働者をe-staffing契約No.●●●●とする個別労働者派遣契約（以下当該派遣契約という）の業務に付帯して、甲乙間で合意した範囲において甲は乙の派遣労働者に車両の使用をさせることが出来る。なお、合意範囲は次の第2条～第7条のとおりとする。

第2条（必要条件）

当該派遣契約期間中において、乙の派遣労働者が有効な（免許更新も含む）運転免許証を所持していることとする。

第3条（安全配慮義務）

甲は、その責任及び負担において、乙の派遣労働者に車両を使用させるものとし、このため甲は乙の派遣労働者に対し、十分に安全の配慮を行い、指示をするものとする。

第4条（車両の特定）

乙の派遣労働者が第1条において、使用する車両は、甲の公用車若しくは甲の手配するレンタカーとする。

第5条（保険の付保）

甲は、乙の派遣労働者が第1条に定める業務遂行のため使用する車両に、あらかじめ法定の自賠責保険及び甲の定める基準に定めた任意保険を適切に付与するものとし、甲は乙に任意保険証券の写しを提出する。

第6条（損害の負担）

第1条の規定により、乙の派遣労働者が車両を使用中、事故が発生した場合において、第5条により付保された保険により填補されない損害、又は雇用関係上発生する労働者災害補償保険に係わる以外の損害が発生したときは、甲はかかる損害の負担をする。ただし、乙の派遣労働者の故意又は重大な過失により生じた場合は乙はかかる損害の負担をする。

第7条（有効期間）

本覚書の有効期間は下記の覚書締結日から当該派遣契約に定める契約期間終了日の●●●●年●月●日までとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲：東京都港区赤坂一丁目12番32号
独立行政法人日本貿易振興機構
総務部長 石原 賢一

乙：